

## 社会福祉法人カナン 一般事業主行動計画

当法人で働く職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年11月1日～令和4年10月31日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業制度の周知や情報提供を行い、男性にも育児休業が取得できることを周知し、実際に取得者が出るよう推奨する。

### <対策>

- 令和元年11月～ 産前・産後休業の対象者、育児・介護休業等の対象者への周知の徹底（事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け）管理職を窓口とした職場復帰の相談体制の整備を行う。

目標2：産前産後休業や育児休業制度の他、子どもを育てる労働者が、フレックスタイム制度、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度を利用できるよう整備する。

### <対策>

- 令和元年11月～ 管理職へのヒアリングによるニーズ等の実態把握
- 令和元年11月～ 研修内容の検討
- 令和元年11月～ 研修の実施